

流山市立南流山小学校 学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

令和3年2月3日改訂

流山市立南流山小学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、全職員が、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにいじめ防止基本方針をここに定める。

全職員は、資料「いじめ防止対策推進法」の内容を熟知した上で児童のよりよい人間関係を構築するとともに、何か問題が起きた際は、適切な対応ができるよう心がけるものとする。

1 いじめの定義といじめ防止等のための対策の基本的な事項

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立って行うものである。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめが、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめの防止等の対策に関して以下の事項を基本理念とする。

①「いじめは人間として絶対許されない」との強い認識を持つ。

②いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。

③いじめの問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題であることを理解する。

④家庭・地域社会などすべての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

(3) 学校及び教職員の基本姿勢

①学校及び教職員は、いじめ、暴力、暴言を許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。

②学校及び教職員は、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

③学校及び教職員は、いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。

④学校及び教職員は、いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

⑤学校及び教職員は、家庭と協力して事後指導にあたる。

(4) 児童の姿勢

①すべての児童は、いじめを行ってはいけない。

②すべての児童は、いじめを認識しながらそれを放置してはいけない。

③すべての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

※①から③については、教職員で日頃から継続して指導し、児童に認知させるものである。

2. いじめ防止等の基本的な対策に関する事項

(1) いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

①学校におけるいじめ防止等のための組織

a. 「いじめ防止対策委員会」の設置

校長・教頭・養護教諭・カウンセラー・生徒指導担当各学年1名（必要に応じて関係機関）

b. 組織の役割

ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

エ いじめに対する組織的対応の中核としての役割。

c. 会議の開催

ア 月に1回の定例会の開催を基本とする。（生徒指導部会がこれに代わる）

イ いじめの事案が発生した場合は、緊急会議を実施する。（臨時会議）

②学校におけるいじめ防止等に関する措置

a. 未然防止に向けて

ア きめ細かな指導

＊分かる授業の実践

＊個に応じた指導の充実

＊「学び合い」を取り入れた授業改善

＊「助け合い」「励まし合い」の学級風土づくり

＊体育学習及び遊友スポーツランキングの取り組みを通した「認め合い」「励まし合い」を基盤とした学習づくり

イ 豊かな心の育成

＊あいさつの奨励

＊縦割りグループ活動の充実

＊道徳、人権教育、ピアサポートの推進

＊学年による人材活用（人とのかかわり）、交流活動等の実施

＊学年による多様な体験活動の実施

＊いのちの学習

ウ 規範意識の育成

＊いじめ防止対策推進法の周知

＊ネットいじめ防止の啓発

＊生活規律や学習規律の確立

エ 児童会活動を中心とした活動

＊いじめ撲滅宣言等の実施（児童会役員による主張・提案など）

＊いのちを大切にするキャンペーンの取組

＊標語・ポスター・スローガン等の募集活動の実施

＊朝のあいさつ運動の継続

オ 教師の人権意識の向上

＊いじめ事例研修の実施（職員研修）

＊教職員の不適切な発言や体罰等がいじめを助長することの認識と共通理解

- *いじめを誘発する要因（過度の競争，配慮のない能力別等のグループ分け，子ども同士の好ましくない関係の芽の見過ごし）の認識

b. 早期発見

ア 定期的な「学校生活アンケート」の実施

- *学期に1回の「学校生活アンケート（いじめ実態調査）」の実施

※令和2年度は、9月、1月にも実施し、計5回行う。

- ※学校評価からいじめの実態の有無を読み取る。

イ 教育相談

*教育相談週間の実施。

※学校生活アンケート実施集計後の1週間を教育相談週間として位置づける。

- *保護者との面談の実施。（夏休み中の保護者面談時に話題とする。）
- *日常の教育相談体制の啓発（何でも話せる雰囲気づくり）

ウ 児童観察

- *日常的な観察の実施。

※教職員の観察力の育成

- *サポート教員，算数指導員，養護教諭を含めた情報の共有
- *昼休み等，授業時間以外の人間関係の観察

エ 相談窓口の周知

- *学校の相談窓口担当者（教頭）の周知
- *「子ども専用いじめホットライン」の配布

c. 早期対応

ア 対応チームの発足

- *いじめと思われる事実が発覚した場合、担任→学年主任→教務，主幹，教頭，校長で共通理解し，対応について協議する。
- いじめ防止対策委員会で検討する。

イ 正確な事実確認

ウ 指導方針の決定

- *指導のねらいを明確にする。
- *全教職員の共通理解を図り，役割分担を確認する。
- *必要に応じて関係機関（市教委・主任児童委員，警察等）との連携を図る。（教頭・校長）

エ 被害児童への支援

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- ・必要に応じて、いじめを受けた児童に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

オ 加害児童・周囲の児童への指導（担任・学年主任・生徒指導主任，スクールカウンセラー）

- ・個別に指導を行う。
- ・複数の教員で行う。
- ・記録をとる。
- ・加害児童が周囲の児童に圧力をかけないように指導する。
- ・加害児童への指導の観点から特別指導に関する内規を点検し，関係する内容を児童，保護者に周知する。
- ・周囲の児童が，観衆や傍観者としていじめを助長することがないよ

うに指導する。

*状況により、学級、学年、全体での指導を進める。

- カ 保護者への対応（担任・学年主任・生徒指導主任・教務・教頭・校長）いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を示すなどの啓発活動を行う。
保護者と面談などを行い連携を図る。

*被害児童の保護者へ

実状とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。

*加害児童の保護者へ

事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

d. 児童への指導の継続

ア 状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。

イ 指導を継続し、随時指導の経過を報告する。

解決が長引く場合があるので、随時観察指導をする。

ウ 事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

エ 解消

*いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月）止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童及びその保護者との面談等により確認のうえ、各種の状況をもとに対策委員会で検討し、校長が判断する。

(2) 重大事態への対応

① 重大事態とは

a. 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

b. 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

② 重大事態への対応

a. 重大事態が発生した旨を、流山市教育委員会指導課へ速やかに報告する。

b. 流山市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

c. 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

※調査にあたっては、当該担任以外の職員等が行うことが望ましい。

d. 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

e. 調査結果を、流山市教育委員会指導課へ報告する。

(3) 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

① 学校いじめ防止基本方針について

a. いじめの防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。

b. 学校ホームページや学校だよりなどで公表する。

② いじめについての取組について

a. 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について評価する体制を整備する。

b. 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。

c. 評価結果を公表し、周知する。

3. いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

(1 学期)

- 4 月 校内研修会(教員間で学校いじめ防止基本方針について、共通理解をはかる。)
始業式・入学式(学校いじめ防止基本方針について、説明)
保護者に学校いじめ防止基本方針について伝える。(HP、懇談会、学校便り)

5 月～7 月 学級でのいじめ問題に関するテーマでの道徳授業の実施

- 6 月 学校生活アンケート実施 教育相談週間
学校生活アンケートのとりまとめ、いじめ問題の確認(生徒指導部会)

(2 学期)

- 9 月 学校生活アンケート実施 教育相談週間
学校生活アンケートのとりまとめ、いじめ問題の確認(生徒指導部会)
- 11 月 学校生活アンケート実施 教育相談週間
学校生活アンケートのとりまとめ、いじめ問題の確認(生徒指導部会)

(3 学期)

- 1 月 セクハラアンケート実施
いじめ問題の追跡調査(気になる児童への教育相談等)
- 3 月 学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度への引き継ぎ